

妙高市内小・中・特別支援学校長 様

妙高市教育委員会こども教育課長

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについて、文部科学省が新たに示した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に基づき、妙高市教育委員会として対応方針をまとめましたので送付します。

なお、これまで発出した通知・連絡と重なる部分もありますが、ご了解願います。

### 1 学校における感染症対策について

#### (1) 基本的な感染症対策の実施

##### ①感染源を絶つこと

- ・教職員は、日頃から児童生徒等の健康に留意し、特に朝の段階で、家庭で測定した体温の結果や風邪症状の確認を行うこと。児童生徒等に体調不良等がみられた場合は、保護者と連絡を密にし、早退等の対応を行う。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させるよう徹底すること。この場合の出欠の扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）4ページを参照すること。

##### ②感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケット（マスク着用等）を徹底する。（「ガイドライン」2ページ）
- ・学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、校舎内を清掃するなど、環境衛生を良好に保つ。

##### ③抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心掛けるよう、発達段階に応じて指導する。

#### (2) 家庭との連携

- ①感染拡大防止の観点から、家庭において、毎朝の検温及び児童生徒等の健康状態の確認を行うように、保護者に依頼する。
- ②人の集まる場所等への外出を避けるなど、引き続き、感染拡大の防止に向けた対策を行うよう、保護者に協力を求める。
- ③児童生徒等に、発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養するよう徹底すること。
- ④新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう、保護者へ周知する。
- ⑤児童生徒等の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合等は、早急に学校に連絡することを保護者に対し周知する。

⑥医療的ケアを必要とする児童生徒等については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をすること。また、基礎疾患等がある児童生徒等についても同様の対応とする。（「ガイドライン」5ページ）

⑦新年度の教育活動再開に向けたマスクの準備を依頼する。マスクが十分に手に入らない状況から、必要に応じて、春休み中に家庭において手作りマスクを作成するよう依頼する。

【参考】 マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」内）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00416.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00416.html)

\*家庭に依頼してもマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられるので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮を十分に行うこと。

### （3）集団感染のリスクへの対応

○ガイドラインに示された「3つの条件が同時に重なる場」としないための徹底事項

- |                           |
|---------------------------|
| ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底   |
| イ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮  |
| ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える |

① 学校での授業等における主な対応

ア 教室等の換気を徹底する。（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）

イ 飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの励行を図る。

ウ 体育授業実施上の留意事項を参照すること。

②学校行事等

○狭い空間に多くの生徒、教職員が集まる学校行事等については、感染拡大防止の観点から、実施の必要性を検討すること。また、実施する場合には、校内放送を利用するなど、上記の徹底事項に留意すること。

③課外活動

当面の間、活動については「新型コロナウイルス感染防止についての今後の対応(3月27日現在)」のとおりとする。

### （4）情報収集

・新型コロナウイルス感染症に関しては、日々状況が変化していることから、文部科学省や関連ホームページ等で最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知する。

### （5）教職員における感染対策

・教職員は、直接児童生徒等に接する立場にあることから、（1）から（3）について、一層厳格かつ迅速に対応すること。

## 2 感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

### (1) 児童・生徒等に対して

児童生徒等	対 応	出席停止の期間	根 拠
感染者	出席停止	治癒するまで	学校保健安全法第19条
濃厚接触者	出席停止	感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間	ガイドライン4ページ

### (2) 学校の対応

○児童生徒等の感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、直ちに市教育委員会へ電話で報告する。

○児童生徒等に感染者が発生した場合、市教育委員会は、関係機関と対応を協議の上、臨時休業等の措置について学校に指示する。その際、下表を判断の目安とする。

(学校保健安全法第20条)

	発生	措置の範囲	期 間
感染者	学級に1人	学級閉鎖	1週間を目処とする。
	1学年に複数学級	学年閉鎖	*臨時休業期間を含む2週間程度
	複数学年	臨時休業	は、学校全体で経過観察を行う。

### (3) 保護者への周知

「新型コロナウイルスの感染に伴う臨時休業について（お知らせ）」などを参考に、家庭での過ごし方を含めた対応について、保護者に文書を配付するなどして、周知すること。

### (4) 教職員等に感染者が発生した場合

具体的な対応については、別途発出する通知を参照すること。

### (5) 近隣の県立学校（園）への対応

感染者が発生した場合、学校の所在地や通学の範囲等を総合的に判断し、県教育委員会が関係機関と対応を協議の上、学校の全部又は一部を臨時休業とする。

#### 【 担 当 】

妙高市教育委員会こども教育課

参 事 遠藤 和英

〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5-1

TEL 0255-74-0037 FAX0255-72-3902

e-mail kazuhide\_endo@city.myoko.niigata.jp